様式第7号(第4条関係)

日常生活用具貸与契約書

　身延町長(以下「甲」という。)と　　　　(以下「乙」という。)は、　　　　　　の貸与に関し、次の条項により契約を締結する。

　(貸与物品)

第1条　甲は、身延町重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき、　　　　　(以下「貸与物品」という。)を乙に無償で貸与するものとする。

　(用途及び保全管理)

第2条　乙は、貸与物品の使用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

　(1)　乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸与物品の維持、管理をするものとし、貸与物品を譲渡、交換、転貸し又は担保に供する等、目的以外に使用してはならない。

　(2)　乙は、貸与物品をき損又は滅失した場合には、直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

　(返還)

第3条　甲は、乙が前条各号のいずれかに違反したときは、契約を解除し、貸与物品の返還を命ずるものとする。

第4条　乙は、貸与物品を必要としなくなったときには、甲に申し出て、甲の指示に従わなければならない。

　(期間)

第5条　この契約の有効期間は、貸与物品を乙が甲に引き渡した日をもって終了するものとする。

　(その他)

第6条　この契約に定めのない事項については、身延町公有財産管理規則及び身延町財務規則の定めるところによるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

甲　身延町長

㊞

乙

㊞